

令和 3 年 9 月 6 日

都道府県医師会

担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会

常任理事 釜 菴 敏

(公印省略)

日本経済団体連合会会員企業からの施設貸与の紹介依頼について
(宿泊療養施設・臨時の医療施設)

貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染の急拡大により、自宅療養患者等が増加している中、日本医師会では、令和 3 年 8 月 27 日付日医発第 423 号（地 260）（健Ⅱ 286）文書「新型コロナウイルス感染症対策における日本経済団体連合会との連携について」においてご案内のとおり、日本経済団体連合会（以下、「経団連」という。）会員企業の保有する研修所および保養所等を臨時の医療施設等として活用できるよう両者で連携を図っていくことで合意をいたしました。

今般、経団連会員企業約 20 社から約 40 施設のお申し出をいただいております、貴会管下地域におかれましても、その必要性やご要望等がございましたら、本会より経団連と連携の上、経団連会員企業へ紹介依頼を行いますので、別添の情報提供票を記載の上、本会までご連絡ください。

なお、本取組に係る費用につきましては、令和 3 年 9 月 2 日付日医発第 438 号（地 271）文書「【新型コロナウイルス感染症対応】経団連との連携による宿泊療養施設および臨時の医療施設等の設置に向けた取組支援について（受入病床確保調整業務支援事業の対象項目追加）」においてご案内のとおり、補助事業の対象であることを申し添えます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会等への周知につき、ご高配のほどよろしくお願いいたします。

令和 3 年 8 月 2 7 日

都道府県医師会長 殿

公益社団法人日本医師会

会長 中 川 俊 男

（公印省略）

新型コロナウイルス感染症対策における日本経済団体連合会との連携について
（ご協力のお願い）

貴職におかれましては、全国的に急速に拡大する新型コロナウイルス感染症への対策にご尽力されておられますこと、衷心より敬意を表します。

現在、新型コロナウイルス感染症の全国的な急拡大に伴い、医療提供体制が逼迫し、本来ならば入院が必要な方が自宅で待機せざるを得ない状況にもなっています。

こうした現状に対応すべく、今般、本会および一般社団法人日本経済団体連合会（経団連）は、経団連会員企業様の保有する研修所および保養所等を臨時の医療施設等として活用できるよう、両方で連携を図っていくことで合意いたしました。

今後、当該都道府県において、経団連からご提供いただける貸与可能な施設がある場合、本会から貴会にその情報をご連絡いたします。貴会におかれましては、貴都道府県行政との間でご協議の上、有効活用されたい施設がある場合は本会宛にご連絡をお願いします。

また、貴会で、新型コロナウイルス感染症の自宅待機患者の増加等の状況を踏まえ、施設を借用されたいご要望がある場合には、貴都道府県行政との間でご調整の上、適宜、本会宛に情報提供をお願いいたします。本会から経団連にご連絡申し上げます。情報提供票を添付しますので、ご利用ください。

また本件にあわせ、あらためてのお願いで恐縮ですが、医師・看護師等の確保のため、都道府県看護協会や病院団体等の医療関係団体との間でより緊密な連携をしていただきますようお願い申し上げます。

追って、貴会管下郡市区医師会に対しても、本会より直接、周知協力方依頼をさせていただいておりますことを申し添えます。

日本経済団体連合会会員企業の研修所・保養所のご活用について

情報提供票

貴都道府県におきまして、新型コロナウイルス感染症の自宅待機患者の増加等の状況を踏まえ、施設を借用されたいご要望がある場合には、貴都道府県行政との間でご調整の上、適宜、本会宛に情報提供をお願いいたします。

※ 本会では、常時受け付けております。

	情報提供欄
都道府県医師会名	
担当窓口の部署名・お名前・役職	
施設のニーズがある地域	
患者像、提供する医療の概要 (現時点でお答え可能な範囲で構いません)	

【日本医師会お問い合わせ先】

公益社団法人 日本医師会事務局地域医療課

TEL：03-3946-2121(担当：青木、岸)

Email：chiiki_1@po.med.or.jp

新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応について

令和 3 年 8 月 27 日

公益社団法人日本医師会

一般社団法人日本経済団体連合会

1. 趣旨・目的

新型コロナウイルス感染症の全国的な急拡大に伴い、医療提供体制が逼迫し、本来ならば入院が必要な方が自宅で待機せざるを得ない状況にもなっています。

こうした現状に対応すべく、今般、公益社団法人日本医師会（日本医師会）および一般社団法人日本経済団体連合会（経団連）は連携を図ることといたしました。具体的には、経団連会員企業・団体の保有する研修所・保養所等の施設を地域の自治体に貸与いただき、宿泊療養施設ないし臨時の医療施設として活用するという内容になります。

また、日本医師会からは都道府県医師会、郡市区医師会に対し、医師・看護師等の確保を始め、行政や関係団体との連携をより広範囲かつ密接にさせていただくようお願いしていく方針です。

2. 患者像、施設類型等

- ・ 軽症患者、中等症患者
- ・ 都道府県が開設・運営主体となる宿泊療養施設、入院待機施設【酸素ステーション、入院待機ステーション】（中和抗体薬の投与等を行う場合を含む）：感染症法上の宿泊施設、新型インフルエンザ特措法上の臨時の医療施設

設

※ 各地域の実情、ニーズ、研修所等の構造設備等による

3-1. 日本医師会、経団連の役割

日本医師会	経団連
・ 研修所等の貸与施設のリスト化 ・ 都道府県医師会（郡市区医師会）に対する周知、行政との連携に基づく患者受入施設の要望に関する情報提供の依頼 ・ 管下郡市区医師会、看護協会や病院団体等の関係団体との連携による医師・看護師等の確保 ・ 経団連から研修所等の物件情報が提供された際は、当該都道府県医師会の担当窓口の紹介 ・ 都道府県医師会に対する物件情報の紹介、行政との協議の依頼 ・ 都道府県医師会による COVID-19 JMAT が派遣される場合はその登録・新型コロナウイルス感染症対応傷害保険の適用 ・ 都道府県医師会に対する必要な財政支援 ・ 本取り組みにおける課題、好事例等の情報収集、改善方策の検討、経団連との協議	・ 会員に対する研修所等の施設の貸与検討の依頼 ・ 会員に対する都道府県医師会担当窓口の伝達、施設の貸与依頼 ・ 会員からの問い合わせ対応、本取り組みにおける課題、好事例等の情報収集、改善方策の検討、日本医師会との協議

3-2. 都道府県医師会（郡市区医師会）、経団連会員企業の役割

都道府県医師会（郡市区医師会）	経団連会員企業
・日本医師会からの依頼に基づく、行政との連携による施設のニーズの検討 ・物件情報を紹介された場合の行政との種々の検討 ・経団連会員企業との連携 ・管下郡市区医師会や医療関係団体との連携による医師・看護師等の確保・派遣 ・課題、好事例がある場合の日本医師会への伝達 ・費用の精算	・施設の貸与 ・施設管理人の駐在（昼間）その他、施設管理者としての業務 ・行政から給食等の業務を委託された場合は当該業務の実施 ・課題、好事例がある場合の経団連への伝達 ・費用の精算

4. フロー

- ① 日本経済団体連合会（経団連）から会員企業に対し、貸与可能な研修所等の物件の情報提供を行うよう依頼

日本医師会から都道府県医師会に対し、自宅待機患者等を受け入れる施設の要望につき、都道府県行政（行政）と医師・看護師等の確保策も含め協議し、情報提供をいただくよう依頼

- ② 経団連（あるいは企業）から日本医師会に対し、貸与可能な研修所等の物件情報を企業の担当窓口とともに紹介

日本医師会は、その情報を基にリスト化を行い、都道府県医師会に報告。

- ③ 日本医師会から経団連（あるいは企業）に対し、所管の都道府県医師会の窓口を紹介

- ④ 経団連は当該都道府県医師会の窓口を企業に伝達し、協力を依頼

- ⑤ 日本医師会は都道府県医師会に物件情報を紹介し、行政との協議を依頼

- ⑥ 都道府県医師会は、当該行政と協議・検討（当該研修所等の宿泊療養施

設ないし臨時の医療施設としての開設、患者受入調整を担う都道府県調整本部との連携、医療機器や必要な資器材の確保、医療関連サービスの手配、緊急包括支援交付金事業その他の補助事業の適用等)

- ⑦ 行政が企業の担当窓口連絡をして会場貸与契約の締結、宿泊療養施設ないし臨時の医療施設の設立・開設手続、ゾーニング指導、資材機材提供、消毒・清掃・リネン交換・廃棄物処理・給食（配食）等の手配を実施
- ⑧ 都道府県医師会（管下郡市区医師会等）は、医療関係団体と連携しながら医師・看護師等の派遣等を実施。COVID-19 JMAT としての派遣の場合は、日本医師会において登録、保険の適用
- ⑨ 日本医師会、経団連は、都道府県医師会（郡市区医師会）や企業から課題・好事例等の情報を収集、課題への改善方策の検討その他の相互連携
- ⑩ 行政は、感染拡大の収束等の状況変化があった時、施設の縮小・廃止を決定、貸与の終了
- ⑪ 都道府県医師会、企業は費用の精算を行い、行政に対して支払い請求等の手続きを実施

<参考資料>

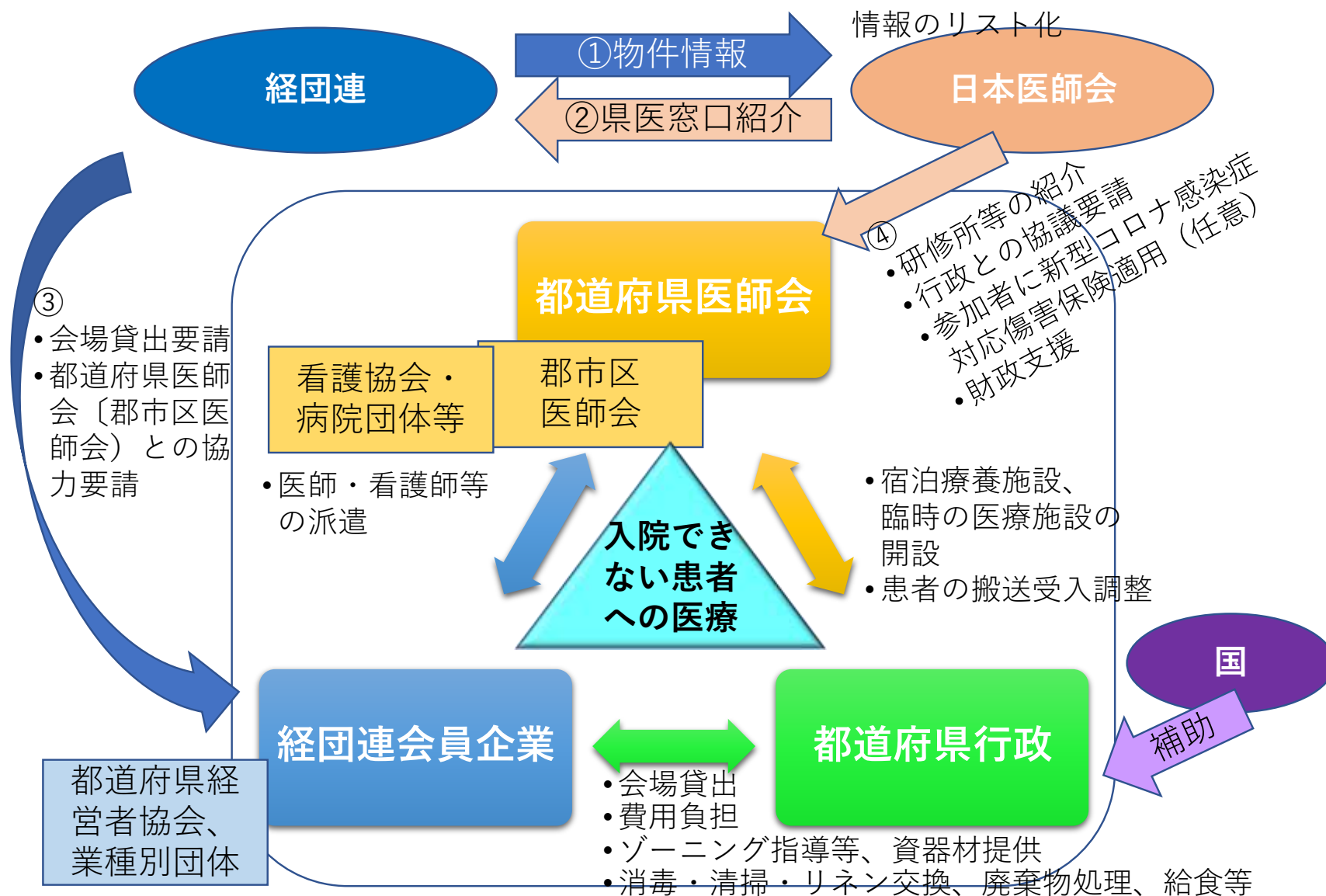
・主な厚生労働省関係事務連絡

- ① 「入院外患者に一時的に酸素投与や投薬等の対応を行う施設（入院待機施設）の整備について」（令和3年8月25日付）
- ② 「新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正を踏まえた臨時の医療施設における医療の提供等に当たっての留意事項について」（令和3年2月15日付）
- ③ 「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う宿泊療養・自宅療養に関する事務連絡の改正について」及び各別添（令和3年2月12日付）

【日本医師会お問い合わせ先】

公益社団法人 日本医師会事務局地域医療課
TEL：03-3946-2121(担当：青木、岸)
Email：chiiki_1@po.med.or.jp

日本医師会と経団連との連携イメージ



(参考資料)

日医発第 424 号（地 261）（健Ⅱ 287）

令和 3 年 8 月 2 7 日

郡市区医師会長 殿

公益社団法人日本医師会長

中 川 俊 男

（公印省略）

新型コロナウイルス感染症対策における日本経済団体連合会との連携について
（ご協力のお願い）

貴職におかれましては、全国的に急速に拡大する新型コロナウイルス感染症への対策にご尽力されておられますこと、衷心より敬意を表します。

現在、新型コロナウイルス感染症の全国的な急拡大に伴い、医療提供体制が逼迫し、本来ならば入院が必要な方が自宅で待機せざるを得ない状況にもなっています。

こうした現状に対応すべく、今般、本会および一般社団法人日本経済団体連合会（経団連）は、経団連会員企業様の保有する研修所および保養所等を臨時の医療施設等として活用できるよう、両方で連携を図っていくことで合意いたしました。

今後、当該都道府県において、経団連からご提供いただける貸与可能な施設がある場合、本会から都道府県医師会にご報告申し上げます。

つきましては、別添のとおり、本会より各都道府県医師会にご協力のお願いをさせていただいておりますが、貴会におかれましても本件についてご了知の上、医師等の確保をはじめご高配のほどお願い申し上げます。

令和 3 年 9 月 2 日

都道府県医師会 会長 殿

公益社団法人 日本医師会

会長 中 川 俊 男

(公印省略)

【新型コロナウイルス感染症対応】経団連との連携による宿泊療養施設

および臨時の医療施設等の設置に向けた取組支援について

(受入病床確保調整業務支援事業の対象項目追加)

貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染の急拡大により、自宅療養患者等が増加している中、日本医師会では、令和 3 年 8 月 27 日付日医発第 423 号(地 260)(健Ⅱ 286)文書「新型コロナウイルス感染症対策における日本経済団体連合会との連携について」においてご案内のとおり、経団連会員企業の保有する研修所および保養所等を臨時の医療施設等として活用できるよう合意をいたしました。

今般、その取組に係る費用について、令和 3 年 4 月 14 日付文書「新型コロナウイルス感染症患者の受入病床確保のための調整業務の補助について」(日医発第 55 号)(地 35)の補助対象とし、また上限額(500 万円)につきましては、上限額を超える場合も想定されることから、別途当会と協議の上、上限額を見直すものいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会等への周知につき、ご高配のほどよろしくお願いいたします。

【一部改正】令和3年9月1日

新型コロナウイルス感染症患者の受入病床確保のための 調整業務の補助について

日本医師会「新型コロナウイルス感染症患者受入病床確保
調整支援事業」実施要領

公益社団法人日本医師会

趣旨

新型コロナウイルス感染症患者受入病床確保対策会議「新型コロナウイルス感染症患者の病床確保等に向けた具体的方策」（令和3年2月3日 日本医師会・四病院団体協議会・全国自治体病院協議会）に基づき、都道府県医師会・病院団体及び支部による協議会等の情報共有活動、受入病床の確保、後方支援病床の確保（マッチング等）を行う場合に支援を行う。

※ 上記のうち会議費用については、都道府県行政から医師会等に対する委託費として、厚生労働省「医療搬送体制等確保事業」の対象とすることが可能。

さらに、クラスターが発生し、当該施設だけでは対応が困難となり、地域として支援する必要性があると判断した高齢者施設や福祉施設等に対し、上記協議会等の枠組も活用して要員の派遣や患者・入所者の受入を行う場合も支援する。

補助対象

都道府県医師会

補助額

上限 500 万円

補助対象経費

都道府県医師会・病院団体及び支部との協議会等（既存の枠組みを含む）に

より実施される施策（郡市区医師会や個別の医療機関に依頼する場合を含む）に要する費用（実費）

＜対象経費の例＞

- ・協議会等の開催費（WEB会議ツール利用料、交通費、日当、事務職員人件費、会場利用料その他）
- ・協議会等による情報共有ツールの開発・運営費
- ・受入病院と後方支援医療機関とのマッチングシステムの開発・運営費
- ・患者受入医療機関・後方支援医療機関（高齢者施設・福祉施設等）に対するゾーニング指導・教育研修費
- ・患者受入医療機関や後方支援医療機関への医療従事者派遣時の特別手当
- ・クラスターが発生し、医療機関・他施設への入院・転所が困難な高齢者施設・福祉施設等に対する看護師・介護職員の派遣費（特別手当、感染時の保険料等）
- ・日本経済団体連合会との連携による宿泊療養施設または臨時の医療施設等の設置に係る費用（本取組において、万一、上限額を超過する場合には、別途協議の上、上限額を見直すものとする。）

※ 上記はあくまでも例であって、これらに限定されるものではない。

※ 本補助事業は、篤志による使途が指定された寄付金を財源とするため、下記の場合は補助の対象外とする。

- ・経費が茶菓代等の場合
- ・新型コロナウイルス感染症対策以外の目的の場合
- ・国、地方自治体等の補助事業により相当額が支弁される場合（実費がその支弁額を上回る場合は、その超過分は補助対象とする）

※ 日本医師会による補助の後、同一経費に対し、国・地方自治体等の補助事業により相当額が支弁された場合は返金を求めることがある。

補助の申請方法

所定の様式に記載の上、随時、日本医師会事務局地域医療課に提出する。申請の回数は、当該都道府県医師会の補助の上限額に達するまで可能とする。

【本件に関する連絡先】

日本医師会 地域医療課（担当：青木・岸）

Tel：03-3942-6137／Fax：03-3946-2140

Mail：chiiki_1@po.med.or.jp